



消費税率の引き上げによる影響を緩和するため

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

## 臨時福祉給付金

**支給対象者** 平成26年度の住民税が課税されていない人（平成26年度の住民税の課税は、6月中旬に決定されます）

※ただし、課税されている人に扶養されている人、生活保護の受給者などは除きます。

**支給額** 1人につき1万円

（1回限り）

※次の加算対象者は1人につき5000円を加算

### 加算対象者

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

## 子育て世帯臨時特例給付金

**支給対象者** 次のどちらの要件も満たす人

①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給

※特例給付とは、所得が高額な人に、児童1人当たり月額5000円を支給しているものです。

②平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満

**対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※ただし「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となつていない児童などは除きます。

**支給額** 対象児童1人につき1万円

（1回限り）

### 給付金の申請手続き

● 申請先は、平成26年1月1日現在において住民登録されている市町村となります。

● 申請手続きについては、現在準備を進めています。

● 申請の受付時期・手続きや給付金の情報については、順次、広報紙やホームページでお知らせします。

### 専用回線ができました

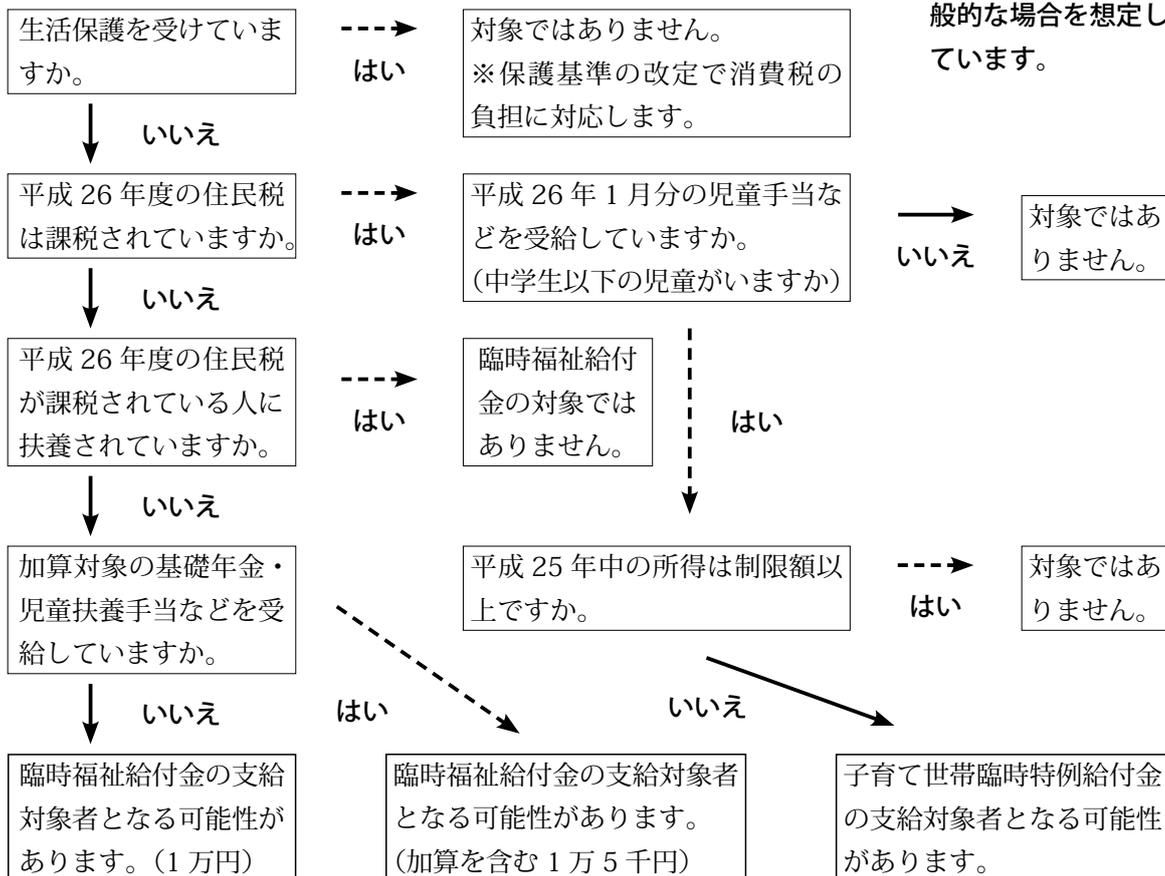
田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部

☎ 33・9001、33・9002

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

## 給付金支給対象者診断チャート（基準日は平成26年1月1日現在）

※このチャートは、一般的な場合を想定しています。



田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部 ☎ 33・9001、33・9002